

---

# 令和3年8月30日 部長会議

---

開催日時	令和3年8月30日(月) 午前9時00分から午前9時30分まで
開催場所	全員協議会室
出席者	山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営戦略・デジタル推進担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部総括副部長(子ども未来部長代理)、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備事業担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長
欠席者	市長
議事概要	下記のとおり

## 1. 副市長訓示

---

- ・新型コロナウイルス感染症対策については、8月27日から滋賀県が緊急事態宣言の対象地域に追加され、9月12日までの間、各施設において、休館あるいは利用制限を行っているところである。また、市立小中学校では、本日から学校での授業を午前中まで(給食なし)とし、午後は、1時限ないし2時限のオンライン授業となる。人流を減らすためやむを得ないが、市民生活に制限を加えるものであり、市民の方々から様々な問い合わせがあった場合は、丁寧な対応をお願いしたい。ワクチンの接種についても、本日からフェリエ南草津での平日の接種が始まる。また、9月1日から妊娠中の方への優先接種を、そして、9月3日から医療機関での個別接種が再開される。様々な所で話題になると思うが、市職員として、幅広い知識を持っていただきながら、住民の皆様に対して丁寧な対応を併せてお願いする。
- ・9月2日に市議会9月定例会が開会される。緊急事態宣言下ということで、質問時間については、25分を15分に短縮される。部長級の答弁については自席で座ったままで行い、各委員会は全て本会議場で行うことが決定された。また、決算議会については、前年度までは個別事項の調査シートがあり、各所管分の審査時間の大半がその事項に費やされていたが、今年度からは何を聞かれるか分からないため、特に所属長においては、主要な施策の中身について全て答えられるよう準備をお願いする。
- ・先日、国の2022年度一般会計予算の概算要求が、一部省庁(文科省、厚労省)で公表された。まだ要求段階ではあるが、市として取り組める内容があるなら問い合わせをするなど、積極的な情報収集に努めていただきたい。

## 2. 審議事項

---

### (1)南草津エリアまちづくり推進ビジョン(南草津ビジョン)の策定について(パブリックコメント結果)

【資料:審1-1~4】

#### 【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・南草津エリアまちづくり推進ビジョン(南草津ビジョン)の策定にかかるパブリックコメントの実施に伴い、その結果について審議いただくもの。
- ・【審1-1】令和3年7月10日から令和3年8月10日までの期間にパブリックコメントを実施し、ホームページの閲覧数は423件、1名から3件の意見をいただいた。意見に基づく計画への反映については、

No1のとおり、市街化区域や住宅ゾーンの図が新旧混在しているため、統一した方が良いとの意見があったことから、最新のものに修正、統一させていただいた。その他2件の意見については、No2、No3に意見に対する市の考え方を示させていただいた。

- ・【審1-5】今後のスケジュールについては、パブリックコメントの結果について9月議会にて報告後、10月に計画を策定する予定である。

#### 【主な質疑・意見】

なし

#### 【結論】

審議了とする。

### 3. 協議事項

---

#### (1)第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定について(パブリックコメント実施)

##### 【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・4月30日の部長会議で審議了としていただいたが、議会や地域の理解が得られるよう丁寧な説明が必要であるとの意見をいただき、スケジュールについては再検討することとなっていた。このことから、スケジュールについて、理事者等と協議し、一部見直しを行い、パブリックコメントについては、当初7月に実施を予定していたが12月に延期した。これまでの経過としては、6月22日の産業建設常任委員会協議会、7月30日まちづくり協議会連合会役員会、8月2日自治連合会役員会にて、計画の概要版および進捗状況を説明させていただいた。今後については、9月議会の産業建設常任委員会協議会にて中間協議を実施し、9月から10月にかけて各学区へ説明に伺う予定である。その後、12月にパブリックコメントを実施し、3月に計画の策定を予定している。各学区での説明後に、大きな計画の変更が生じた場合のみ、再度庁議にかけさせていただく予定である。
- ・パブリックコメントの意見募集期間については、令和3年12月1日から令和3年12月31日である。その他募集の概要については、資料に記載の通りである。
- ・計画素案については、4月30日の部長会議後、議会や各まちづくり協議会連合会、自治連合会に意見をいただいた上で、一部文言等について修正させていただいている。また、令和2年度の実績値を記載させていただいたことに加え、国・県の動向について追記、修正させていただいた。

### 4. 重要報告事項

---

#### (1)草津川ハイラインイベントの今年度中止について

【資料:報1-1】

##### 【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・昨年12月に、JR 西日本京都支社と締結した「ハイライン協定」に基づき、JR 西日本京都支社が運営する「梅小路ハイライン」と本市の「草津川跡地公園 de 愛ひろば」の両施設で連携したイベントを企画してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当初5月に開催を予定していたものを10月に延期して準備を進めてきた。しかし、8月時点において感染が爆発的に拡大し、収束の見通しが立たない状況であること、また、京都市内の施設との交流イベントであることを鑑み、今年度の開催を中止する。

## (2)まめバス「草津駅下笠線」実証運行について

【資料:報2-1】

### 【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・笠縫学区のバス交通不便地において、地域住民の移動手段を確保するため、11月1日から約1年間、まめバス「草津駅下笠線」の実証運行を行う。
- ・【報2-1】運賃や割引制度は従来通りである。その他、運行ルート等の概要については、資料に記載の通りである。

## 5. その他

### 【総合政策部長より】

- ・市政功労者表彰については、本市の政治、経済、文化、社会等の各分野において、市政の振興発展に貢献された方々の功績をたたえることで、更なる市政の振興発展を促進することを目的に、昭和42年度から毎年実施している。現在、団体の候補者については、「市政功労者表彰推薦要領」に基づき、構成人員30人以上で、設立後5年を経過している方々を対象としているが、このような要件を定めていることに対し、少人数でも市政功労に値する団体があるとの意見があり、また、県内他市にも聞き取り調査を行ったところ、本市のように要件を定めている市はなかった。このことから、より幅広く多くの団体を対象とするため、団体に対する資格要件を廃止する。令和4年の候補者より対象となるので、各所属において留意いただき、より多くの方々を表彰できるよう協力をお願いする。また、令和4年度の予算見積りのため、9月中旬頃に秘書課から各所属へ候補者を照会させていただくので、準備をお願いする。

### 【総合政策部長より】

- ・休職や免職など、職員の分限処分に関する指針を改定し、9月1日より運用を開始する。主な改定のポイントとしては2点ある。1点目は、人事評価制度との連動で、評価区分がEやFといった成績が下位の職員について、改善研修や降任・免職の分限処分の対象とした。所属長はこの点を踏まえて、適切に評価いただくようお願いしたい。2点目は、休職処分に関するクーリング期間(リセット期間)の廃止である。通常、病気や怪我等の原因ごとに90日間の病気休暇、その後休職処分となり、3年たっても回復せず、就業が困難と判断される場合、免職となるが、これまで、休職処分の最長3年の間に復職し、その後、同じ原因で1年間休むことがなければそれまでの休職期間は一旦リセットされていた。今回、国や県の取扱いに合わせるよう、この1年間のクーリング期間を廃止するので、これからは同じ原因であれば休職期間がずっと通算されることになる。現在、休職中または復職明けの職員には、この取扱いの変更について、個別に職員課より説明を行う。
- ・任用替え(職種変更)について、先程の分限処分の見直しと併せて制度を創設する。職種・職位に応じた職務や職責を果たすことができなくなった場合、通常であれば降任や免職の対象となるが、発達障害の発現など心身の故障によって、職務の遂行が困難となっているケースがあるため、本人の意向に基づき技能労務職(補助職員)へ職種変更できる制度を創設し、就業環境を改善することで、組織の活性化を図るものである。同じく9月1日より運用を開始する。職種は問わないが、正規職員であること、各種障害の認定を受けていることなどが要件となる。
- ・分限処分に関する指針の改定と任用替え(職種変更)については、先の8月18日、および明日31日のハラスメント防止研修の際に、所属長以上の管理職を対象に説明を行う予定である。庁内へは明日、掲示板にて案内を行う予定である。

【総合政策部長より】

・例年、9月以降に開催していただいている町内学習懇談会推進者研修講座(第3・第4講座)および町内学習懇談会について、昨今の新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、集まらない形で実施していただくよう依頼する。なお、学習を継続していくことの重要性を考慮し、各学区の同和教育推進協議会に対して、インターネット配信の「いのち・愛・人権のつどい」の視聴等、代替の手法の提案や支援を行う。町内学習懇談会については中止となるが、行政協力者(職員)には、各学区での実施状況を随時情報提供するので、各自で同様の学習をしていただくようお願いする。

【環境経済部長より】

・草津市応援チケット事業については、滋賀県が緊急事態宣言区域とされたことを考慮して、10月から予定していたチケットの販売開始および使用期間を11月からに延期する。  
・草津市テレワーク応援制度については、滋賀県が緊急事態宣言区域とされたことや、市内の宿泊需要の回復が当分見通せないことを考慮し、テレワークの推進と宿泊施設の支援を行うため、事業期間を令和4年2月まで延長する。

【危機管理監より】

・11月21日(日)に草津学区にて実施を予定していた令和3年度草津市総合防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および参加者の安全確保を考慮し、来年度に延期する。  
・避難指示の発令について、令和3年2月19日の県告示で、土砂災害警戒区域が、従来の山寺新田・山寺町・馬場町・岡本町の18世帯から、新たに若草3丁目・若草4丁目・岡本町西・かがやきの丘・野路町・桜ヶ丘・青地第2が追加され87世帯となった。今年6月に河川課で作成し、全世帯に配布したハザードマップには追加された土砂災害警戒区域を明示している。土砂災害は、非常に激しい雨が降った場合だけではなく、弱い雨が長時間続いた場合も、それまでの土壌雨量指数の蓄積から、土砂災害が発生する危険がある。職員には、従来の浸水を想定とした災害被害だけではなく、土砂災害被害のイメージを持っていただきたい。5月20日から「避難準備・避難勧告」を廃止し、新たに「高齢者等避難・避難指示」となった。気象台・県発表の土砂災害警戒情報が発令されると、避難指示(危険な場所から全員避難)を発令することとなる。職員体制としては、全庁的な取組が必要となるため、水防体制レベル2程度から、災害警戒1号体制への早期切り替えを行う場合があるので、協力をお願いしたい。

【総合政策部理事(経営戦略・デジタル推進担当)より】

・「草津市働きがい向上検討チームによる職員アンケート」を実施させていただいているので、公開羅針盤から回答いただきたい。回答率が低いため所属の方に回答いただくよう呼び掛けをお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp